

2019 年度 医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者
に関する講習会テキスト 追補

(令和2年1月 Ver1.0)

1. 無害化処理認定施設の処理対象となる PCB 廃棄物の拡大に係る関係法令等の改正について

【改正の趣旨】

ポリ塩化ビフェニル (PCB) を含有する汚染物 (PCB 濃度 0.5%~10%) の処理体制の構築を目的とし、環境大臣の無害化処理認定施設の処理対象を拡大するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更するとともに関係法令を改正した。

なお、改正内容の概要を 1-1 及び 1-2 に示したが、詳細については 12 月 20 日付け環境省報道発表資料 (下記 URL) を確認されたい (環境省 <http://www.env.go.jp/press/107555.html>)。

1-1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更

<主な変更内容>

- PCB 濃度 0.5%~10%の可燃性の汚染物等について無害化処理認定制度等の対象とした (処分期間は令和9年3月末)。

1-2. 関係法令の一部改正

<主な変更内容>

- (1) 可燃性 PCB 汚染物等および PCB 使用製品の低濃度基準を緩和した。

改正前	改正後
5,000 mg/kg 以下のもの	100,000 mg/kg 以下のもの

- *可燃性 PCB 汚染物：汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類
- *金属くず等の PCB 汚染物：変更なし (5,000 mg/kg 以下のもの)

- (2) 無害化処理認定制度の対象となる可燃性 PCB 汚染物の拡大

改正前 (平成 18 年環境省告示 98 号)	改正後 (令和元年環境省告示第 36 号)
5,000 mg/kg 以下のもの	100,000 mg/kg 以下のもの

- *可燃性 PCB 汚染物：汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類
- *金属くず等の PCB 汚染物：変更なし (5,000 mg/kg 以下のもの)
- *PCB 及び PCB を含む廃油：変更なし (5,000 mg/kg 以下のもの)

なお、処理施設の技術上の基準における燃焼ガス温度が適用される PCB 汚染物等については変更なし。

5,000 mg/kg 以下のもの： 850°C以上

5,000 mg/kg を超え、100,000 mg/kg 以下のもの： 1,100°C以上

【関連ページ】

- ・第1章 廃棄物の関係法規 P39 5行目「低濃度 PCB 廃棄物」の記述
- ・第1章 廃棄物の関係法規 P63 「10-3 無害化処理認定制度」

1-3. 施行日：令和元年 12 月 20 日